

各種法人の政治活動規定対比表

■表1 NPO 法人・認定 NPO 法人 対比表

NPO 法人に対する制限規定	認定 NPO 法人に認定されるための要件
(1) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを <u>主たる目的とするものでないこと</u> 。(NPO 法第 2 条 2 項 2 号ロ)	(1) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する <u>活動を行っていないこと</u> 。(同法第 4 5 条 4 号イ (2))
(2) 特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを <u>目的とするものでないこと</u> 。(同法第 2 条 2 項 2 号ハ)	(2) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する <u>活動を行っていないこと</u> 。(同法第 4 5 条 4 号イ (3))
(3) 特定の政党のために利用してはならない。(同法第 3 条)	

■表2 政治的活動の規制比較 (活動内容別、NPO・一般社団財団比較)

政治的活動	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること	政治上の施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること (政治によって実現しようとする具体的な方策の推進)
NPO 法人	×目的としては禁止 (NPO 法第 2 条 2 項 2 号ハ) (従たる目的もだめ) ○目的と言えない程度の活動は否定されない	×主たる目的としては禁止 (NPO 法第 2 条 2 項 2 号ロ) ○「従たる目的」であれば可能	○可能 (国会審議の中で解釈を明示)
認定 NPO 法人	×活動自体を禁止 (NPO 法第 4 5 条 4 号イ (3))	×活動自体を禁止 (NPO 法第 4 5 条 4 号イ (2))	○可能 (国会審議の中で解釈を明示)
一般社団・財団法人	制限規定はない	制限規定はない	制限規定はない
公益社団・財団法人	公益認定法に制限規定はない	公益認定法に制限規定はない	公益認定法に制限規定はない

■表3 法人制度全体を通してみた政治的活動制限比較

法人	根拠法	制定	条文	政治的活動規制規定
会社(株式会社等)	会社法	平 17		(特に規定はない)
一般社団財団法人	一般社団財団法人法	平 18		
公益社団財団法人	公益認定法	平 18		
医療法人	医療法	昭 23		
学校法人	私立学校法	昭 24		
社会福祉法人	社会福祉法	昭 26		
宗教法人	宗教法人法	昭 26		
更生保護法人	更生保護事業法	平 7		
労働組合(労働委員会の適合証明を受ければ法人化)	労働組合法	昭 24	第 2 条但し書四号	「主として政治運動又は社会運動を目的とするもの」は労働組合ではない(労働委員会の適合証明は出ない)
労働金庫	労働金庫法	昭 28	5 条 3 項	その事業の運営については政治的に中立でなければならない。
消費生活協同組合	消費生活協同組合法	昭 23	2 条 2 項	これを特定の政党のために利用してはならない
中小企業協同組合	中小企業等協同組合法	昭 24	7 条 3 項	
商工会議所	商工会議所法	昭 28	4 条 3 項	
商工組合	中小企業団体組織法	昭 32	7 条 3 項	
商工会	商工会法	昭 35	6 条 3 項	
商店街振興組合	商店街振興組合法	昭 37	4 条 3 項	
認可地縁団体	地方自治法(改正)	平 3 ¹	260 条の 2 第 9 項	
特定非営利活動法人(NPO 法人)	特定非営利活動促進法(NPO 法)	平 10	3 条 2 項	政治上の主義推進等を <u>主目的にしないこと</u> 、特定の公職の候補者等の推薦等を <u>目的としないこと</u>
		2 条		
認定特定非営利活動法人(認定 NPO 法人)		平 23 ²	45 条 4 号イ(2)(3)	政治上の主義を推進等、特定の公職の候補者等の推薦等を行 <u>わないこと</u>

¹ 認可地縁団体は、平成 3 年 4 月に地方自治法が改正され、権利義務の帰属主体となることのできるようになった。

² 旧制度は平成 13 年税制改正(租税特別措置法)からで、新制度は平成 23 年改正 NPO 法より。

■表4 NPO法人・認定NPO法人制度と一般公益・社団財団法人制度との規制比較

	NPO法人		一般社団・財団法人	
		認定NPO法人		公益社団・財団法人
活動内容に関する設立及び公益性の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。 ■ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。 ■ <u>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこと。³</u> ■ <u>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ パブリックサポートテストの要件を満たしていること。 ■ 特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上であること。 ■ 共益的活動が50%未満であること。 ■ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行わないこと。 ■ <u>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行わないこと。</u> ■ <u>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行わないこと。</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 公益目的事業を行うことを主たる目的とすること。 ■ 公益目的事業比率が50%以上と見込まれること。 ■ 投機的な取引、高利の融資事業その他社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や公序良俗を害するおそれのある事業を行わないこと。

政治的活動に関する制限規定は置かれていない



内閣府公益認定等委員会
が制限的な判断を行った事例発生
(日本尊厳死協会事例)

³ 「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること」には、政治上の施策（政治によって実現しようとする具体的な方策）の推進等は含まない。

■表 5

政治資金規正法における「政治活動団体」は以下の図のような団体をいう。(規正法 3 条 1 項等)

